

消防予第 574 号
令和 4 年 11 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について (通知)

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(令和 4 年 9 月 14 日付け消防予第 416 号)により、消防法施行令の一部を改正する政令(令和 4 年政令第 305 号。以下「改正政令」という。)、消防法施行規則の一部を改正する省令(令和 4 年総務省令第 62 号。以下「改正省令」という。)、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(令和 4 年消防庁告示第 5 号)、消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件(令和 4 年消防庁告示第 6 号)、消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件(令和 4 年消防庁告示第 7 号)及び不活性ガス消火設備の閉止弁の基準(令和 4 年消防庁告示第 8 号。以下「閉止弁基準」という。)の公布について通知したところです。

改正政令による改正後の消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「新令」という。)及び改正省令による改正後の消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「新規則」という。)の運用について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に関する事項

(1) 起動装置について

新規則第 19 条第 5 項第 14 号イ(ロ)の規定中「消火剤の放射を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置」については、「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について（通知）」（平成 4 年 2 月 5 日付け消防予第 22 号・消防危第 11 号）別紙 2 「二酸化炭素消火設備の操作箱の基準」第 3（4）に示す「消火剤の放出を停止できるスイッチ」等の装置が想定されること。

なお、当該装置は、消火剤の放射開始までの間に操作することで消火剤の放射を停止するものであり、消火剤放射開始後に消火剤の放射を停止するものではないことについて、建物関係者から建物利用者及び工事・点検等の作業者に対する注意喚起を図るよう周知されたいこと。

(2) 自動式の起動装置について

新規則第 19 条第 5 項第 16 号イ(ロ)の規定中「二以上の火災信号により起動するもの」については、一の火災信号は自動火災報知設備の感知器から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用 to 設ける感知器から制御盤に入る方式、消火設備専用として設ける複数の感知器から複数の火災信号が制御盤に入る方式等が想定されること。

(3) 閉止弁の設置について

新規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ハ)に規定する閉止弁の設置は、新令第 36 条の 2 第 1 項に規定する「消防設備士でなければ行ってはならない工事」に該当するものであり、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 14 の規定に基づく届出が必要であること。また、これを設置した場合は、法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく届出及び検査が必要であること。

(4) 標識の設置について

ア 新規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ホ)の規定中「二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所」は、当該貯蔵容器を設ける場所となる室及び防護区画の各々の外側のみが該当すること。

イ 防護区画の出入口等に既に注意銘板が設置されている場合、新規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ホ)に定める基準を満たす標識であるか確認し、当該基準を満たさない注意銘板が設置されている場合は、当該注意銘板に

代えて、当該基準を満たす標識を新たに設ける必要があることを建物関係者に周知されたいこと。

ウ 新規則第 19 条第 5 項第 19 号イ(ホ)に規定する標識の設置は、新規則第 33 条の 2 の 2 に規定する「その他これらに類するもの」に該当するものであること。また、法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく届出及び検査は不要であること。

(5) 維持の基準について

ア 新規則第 19 条の 2 第 1 号又は第 2 号に規定する状態を維持するため、閉止弁を閉止又は開放する操作や自動手動切替え装置を手動に切り替える操作は、工事又は整備に該当しないものであること。

イ 新規則第 19 条の 2 第 1 号イ及び第 2 号の規定中「工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合」には、二酸化炭素消火設備以外の工事、整備又は点検のために防護区画内に人が立ち入る場合も該当するものであること。

ウ 新規則第 19 条の 2 第 1 号に規定する状態を維持するための閉止弁を閉止又は開放する操作や同条第 2 号に規定する自動手動切替え装置を手動に切り替える操作が適切に行われていないことにより、これら各号に規定する状態が維持されていないと認められるときは、工事、整備、点検等を委託する場合でも、防火対象物の関係者で権原を有するものについて、法第 17 条第 1 項に規定する消防用設備等の維持義務の違反となり、法第 17 条の 4 に規定する命令（行政処分）の対象となり得るものであること。

2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届書に添付する書類に関する事項

新規則第 31 条の 3 及び第 33 条の 18 の規定の運用についての留意事項は、別途通知する予定であること。

3 その他

(1) 二酸化炭素以外のガスを消火剤とする不活性ガス消火設備やハロゲン化物消火設備に閉止弁を設置する場合は、閉止弁基準に適合する閉止弁を設置しても支障ないこと。

(2) 危険物施設に設置されている二酸化炭素消火設備については、今回の改正は適用しないこととしており、追って措置する予定であること。